

鳥取縣公報

昭和十八年八月十日
第千四百五十八號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

○告示

- 南瓜、茄子等出荷計畫承認……………一頁
- 産婆登録名簿取消者……………二頁
- 假設建築物建築許可……………二頁
- 醫療衛生用品卸賣機關指定……………二頁
- 游泳場開設許可……………二頁
- 清涼飲料販賣價格指定中改正……………三頁
- 青年學校開校認可……………三頁
- 同 廢止認可……………三頁
- 墓地整理改葬……………四頁

○彙報

- 本年度金屬類非常回收……………五頁
- 堆厩肥、飼料増産ニ學徒動員……………七頁

告示

◇鳥取縣告示第四百十一號

青果物配給統制規則第四條並ニ第六條ノ規定ニ依リ鳥取縣農會長ニ對シ其ノ南瓜、茄子、胡瓜、蕃茄、夏大根、玉葱、桃、薤ノ出荷計畫ヲ承認ス

昭和十八年八月十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

◇鳥取縣告示第四百十二號

産婆登録名簿取消者左ノ如シ

昭和十八年八月十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

住所 鳥取市藪片原町一九番地一

昭和十八年七月二十四日廢業ニ依リ同日付名簿取

00249

◇鳥取縣告示第四百十三號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十八年八月十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一 建築主ノ住所氏名 米子市富士見町二丁目六六番地 福 島 秀 五 郎
- 一 建築物所在地 米子市富士見町四二、四八、四九番地
- 一 建築物ノ用途 住 宅
- 一 構造種別及棟數 木造瓦葺平家建 壹棟
- 一 建築物ノ面積 建築面積 四九、九八七平方メートル 突出セル部分 二九、九五四平方メートル
- 一 命令事項
- 一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施ニトス

消方出願ニ對シ同年八月二日取消

山 中 喜 代 子

- 一 前項ノ存續期限満了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
- 一 本建築物ヲ他人ヘ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ
- 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

◇鳥取縣告示第四百十四號

醫藥品及衛生材料生産配給統制規則第十二條ノ規定ニ依リ醫療衛生用品鳥取縣卸賣機關トシテ左ノ者ヲ指定ス

昭和十八年八月十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一 所在地 鳥取市川端四丁目九四番地
- 一 商 號 林兼太郎商店
- 一 氏 名 林 兼太郎

◇鳥取縣告示第四百十五號

岩美郡浦富町大字浦富二八六一番地

武 田 久 四 郎

00250

右者ニ對シ左記游泳池ノ開設ヲ許可セリ

昭和十八年八月十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一 名 稱 浦富海水浴場組合
- 一 所在地 岩美郡浦富町大字浦富
- 一 開設期間 昭和十八年自七月十五日至八月三十一日

◇鳥取縣告示第四百十六號

昭和十八年四月鳥取縣告示第二百三十五號(清涼飲料ノ最高販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十八年八月十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 二 中「サイダー」ヲ「サイダー及ソーダ水」ニ改ム
- 三 中「サイダーノ壘詰品」ヲ「サイダー及ソーダ水ノ壘詰品」ニ改ム
- 四 中「ラムネ及サイダー二級品」ヲ「ラムネ、サイダー及ソーダ水ノ二級品」ニ「サイダー一級品」ヲ「サイダー一級品」ニ改ム

◇鳥取縣告示第四百十七號

青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ヲ設置シ昭和十八年四月ヨリ開校ノ件昭和十八年三月三十一日認可セリ

昭和十八年八月十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

名	稱	位	置	設	置	者
鳥取縣八頭郡河原町外四ヶ村學校組合立八上青年學校	八頭郡河原町大字河原七二番ノ一ヶ村學校組合					

◇鳥取縣告示第四百十八號

青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ昭和十八年三月三十一日限り廢止ノ件昭和十八年三月三十一日認可セリ

昭和十八年八月十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

00251

名	稱	位	置	設	置	者
鳥取縣八頭郡國英村	青年學校	鳥取縣八頭郡國英國民學校ニ併設		八頭郡國英村		
鳥取縣八頭郡八上村	青年學校	鳥取縣八頭郡八上國民學校ニ併設		八頭郡八上村		
鳥取縣八頭郡西郷村	青年學校	鳥取縣八頭郡西郷國民學校ニ併設		八頭郡西郷村		
鳥取縣八頭郡散岐村	青年學校	鳥取縣八頭郡散岐國民學校ニ併設		八頭郡散岐村		
鳥取縣八頭郡河原町	青年學校	鳥取縣八頭郡河原國民學校ニ併設		八頭郡河原町		

鳥取縣告示第四百十九號

左記墓地ハ今回整理ノ爲改葬ヲ要スルモ緣故者不明ノモノ有之趣ニ付有縁者ハ八月三十一日迄ニ直接管理者へ申出ラレ
タシ若シ期日迄ニ申出ナキトキハ管理者ニ於テ措置セラルベシ

昭和十八年八月十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一 墓地所在地 福岡縣八幡市大字枝光字下方一三四八番地
- 一 管理 者 福岡縣八幡市長

00252

彙報

本年度 金屬類非常回收

直ちに開始し、種類に依り
九月、十二月、三月に完了

敵米英は敗戦に次ぐ敗戦にも懲りず、今や必死となつて大量の物資を恃み、執拗に反攻を續けて戦局は刻一刻と苛烈を極めて來た。南溟の山本元帥、北邊アツツ島の山崎部隊の玉碎に鑑みるも、今次の大戦は國運を賭して戦ひ抜かねばならぬのである。我々は石にかぢりついても先づ武力戦に勝抜かねばならぬ。凡ゆる工夫創意を盡して飛行機や戦艦となる鐵銅鉛をより多く、より早く捧げること懸命の努力を效さねばならない。縣は曩に六月迄を目途として第一次非常回收を實施したが、更に今般本年度のうちに種類により完了期を三回に分けてこれが非常回收を行ふことゝなつたので、左にその概要を説明する。

第一に回收の對象物件である。今回は大量且良質のものを目標としたのであつて、その方法は新に企業整備を行つて平和産業關係部類の機械設備や、充分に使用せられてゐない設備、比較的不要不急の設備、仕掛品などに重點を置き、之れに從來の回收洩の物件(一般家庭用を除外)を併せて回收するものである。物件の概要は鐵物件は機械設備以下三十一品目、銅物件は配電線以下十九品目、鉛物件は人造纖維工場設備以下四品目である。

第二は回收機關である。從來の回收には民營的色彩が強く、一部には折角先祖代々の大切なもの迄出しても民間會社ではどうかといつたやうな聲もあつたので、今回は回收の國家的性質を一層明確にするため、政府自ら回收實施に當ることゝなつた。中央には回收本部を設置して回收の統括をなし、地方は縣が中央の回收本部と連絡の下に從來の機關である金屬回收統制會社、産業設備營團、國民更生金庫、重要物資管理營團を充分活用し、更に回收工作隊を編成して回收を行ふことゝなつたのである。最後に前段に述べたやうにこの非常回收は現下の日本が

生きるか倒れるか極めて大事なものであることを自覺し、縣民諸氏は不自由や不便を忍んでこの回収に充分なる理解と協力を切望するものである。

回収物件の概目並に方法は次の通りである。

▽供出するもの
所有者の持寄するもの

直ちに回収を開始して本年九月末日迄に完了する。

鐵物件||ストーブ、扇風機、焜爐、仕切用金物、敷板

書籍、洗面器臺、柵、火鉢、本立

銅物件||食器類(菓子果物容器、コップ盃類、盆、皿

類、ナイフ、フォーク、スプーン、バタージャム薬味

容器、茶器其の他)、厨房用品(銅壺、氷入れ、藥

罐、飯蒸器、菓子型、湯沸し、コーヒー沸し、其の

他||鍋釜を除く)、照明器具、物品陳列用金物、

スイッチプレート、階段敷物押へ、階段止、トイ

レットペーパーホルダー、火箸、焜爐、仕切用金物

洗面器臺、柵、痰壺、火鉢、本立

其の他||従來の回収洩の物件

直接引取りによるもの

直ちに回収を開始して本年十二月末日迄に完了する。

鐵物件||寢臺、橋梁の欄干及び照明金物、橋梁、警鐘

臺、椅子、卓子(醫治療髪用を除く)、鐵扉(防火

用を除く)、戸、柵及びロッカー、物干

銅物件||車輛附屬金物(旅客、乗合自動車輛用)、戸

及び扉

代替品と交換によるもの

直ちに回収を開始して明年三月末日迄に完了する。

鐵物件||水道止水栓函、同量水器函、傳導調車、上げ

下げ窓分銅

銅物件||蝶番、握玉、水道給水栓、戸レール、水洗便

所調整器

其の他のもの

機械設備等に關するもので、これは別途に回収實施を

するが、回収物件は主として規格代替品を以て代替し

得る紡錘である。直ちに回収を開始して本年九月末日

迄に完了する。

▽供出する人

官廳、公共團體、指定施設(一般家庭用を除く)。

▽供出期日

供出日を定めて市町村より通知する。

尚、物件所有者は最寄市町村に問合せ、速に申告のこ

と。(地方課)

堆厩肥、飼料増産に學徒動員

九月二十日迄に約十日間草刈

現下の肥料並に飼料の需給事情に鑑み、肥料飼料の自給強化は農業生産力の増強上最も緊急を要するので、今回政府では急據學徒の勤勞協力によつて其の主要原料たる草資源の大量採集を實施し、次期麥作の増産及び家畜の維持増殖に資することゝなつたので、本縣でも國の方針に呼應して、次の要項により學徒を緊急動員して草刈を實施することゝなつた。各關係團體其の他の方面に於ても緊密なる連絡の下に所期の目的達成に協力されるやう切望する次第で

ある。

一、動員の範圍

1. 國民學校生徒(初等科第四學年以上) 2. 青年學校生徒

3. 中等學校生徒 4. 高等專門學校生徒

二、作業實施の時期及日數

八月一日より九月二十日迄の期間に於て約十日間

三、學徒一人當生草刈取目標(延貫數)

國民學校初等科生徒 自第四學年 至第六學年 山間部 八〇〇貫 平坦部 四〇〇貫

國民學校高等科生徒 山間部 一七〇〇貫 平坦部 七〇〇貫

女子中等學校生徒 山間部 一〇〇〇貫 平坦部 五〇〇貫

青年學校及男子中等學校生徒 山間部 一七〇〇貫 平坦部 七〇〇貫

但し右目標は一人當十日間實施の場合の目標であつて、作業能力により日數は短縮するも差支ない。

四、草採集地の選定

1. 郡部國民學校、青年學校及び中等學校は地方郡町村農會の斡旋に依り、採草地決定の上適宜草刈を行ふ。

2. 市部の國民學校、青年學校、中等學校及び專門學校は

郡市農會又は畜産組合及び地元町村農會の斡旋により
採草地を決定の上適宜草刈を行ふ。

草刈鎌はなるべく各學徒で携行すると共に、砥石やバケ
ツは出勤學校に於て適宜用意する外、地元農會でも之等
の準備をする。
(農務課)

五、學徒出勤方法

- 1. 郡部の國民學校、青年學校は地元町村農會と連絡の下
に、學校所在地附近の採草地に出勤する。
- 2. 郡部より通學の中等學校生徒及び専門學校生徒は、休
暇中は居住地の國民學校長の統率に服して作業に従事
する。

- 3. 市部國民學校、青年學校及び中等學校の生徒であつて
市部に居住する者は、學校長の指揮によつて農會の斡
旋した作業地で草刈を行ふ。

六、刈草の處理方法

- 1. 郡部の各學校では地元町村農會の指揮に従ひ、刈草は
有畜農家に對しては飼料用及び敷草用として利用せし
め、無畜農家に對しては堆肥に利用せしめる。

- 2. 市部の各學校では地元農會、畜産組合の指示に従つて
前項の處置法に準ずる。

七、道具の準備

發行者 鳥取縣 鳥取市 東町 取 縣
印刷所 (西島10) 前田 印刷所

昭和十八年八月十日印刷
昭和十八年八月十日發行